

平成 24 年 3 月 1 日  
資源環境部環境保全課

### 板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について

#### 1 「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「新実行計画」）の策定

板橋区では、「地球温暖化対策推進法」に基づき、平成 17 年度に「板橋区地球温暖化防止地域推進計画」を策定しました（計画期間は、平成 18 年度から平成 24 年度）。

計画期間が来年度に満了するにあたって、新たな計画を策定しようと考えております。

#### 2 「板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とは

新実行計画は、温室効果ガスの排出削減のために、区民・事業者・区民団体・区等の各主体の取り組みなどを記した計画です。

なお、現行計画では、各主体別の二酸化炭素の削減目標や 16 項目の重点対策を掲げるとともに、温室効果ガスの削減に向けた区民運動の展開などを定めております。

#### 3 「新実行計画策定委員会」の設置について

新実行計画の策定にあたっては、策定委員会を設置しようと考えております。

開催頻度は、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間に 5 回程度を予定しています。

策定委員案は別紙のとおりです（学識経験者 2 名、区民・団体委員 2 名、事業者委員 5 名、公募委員 2 名、学校関係者委員 2 名、関係行政機関委員 1 名、区職員 1 名）。

#### 検討委員会開催予定

日 時		検討委員会	
平成 24 年	4 月	下旬	◆第 1 回委員会 ・計画策定について
	7 月	月上旬	◆第 2 回委員会 ・進捗状況調査及びアンケート結果の報告
	9 月	月上旬	◆第 3 回委員会 ・各団体へのヒアリング調査結果の報告 ・中間報告
	11 月	中旬	◆第 4 回委員会 ・素案の検討
平成 25 年	2 月	下旬	◆第 5 回委員会 ・パブリックコメントへの回答案の検討 ・計画案の報告